

B型・C型ウイルス性肝炎 初回精密検査 費用助成のご案内



平成29年
4/1~
一部変更

肝炎精密検査費用助成とは

高知県では、肝炎ウイルス検診の結果が陽性であった方を対象に、高知県内の**肝疾患専門医療機関**において肝炎ウイルスの精密検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成しています。

平成29年4月1日以降は、下記の内容で実施しています。

	対象者	助成回数	助成額
旧制度	1年以内に、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者 (結果を通知する文書が必要)	1回	県が認めた費用の全額
新制度	1年以内に、県または市町村が実施した肝炎ウイルス検査(検診を含む)で陽性と判定された者 (結果を通知する文書が必要)	1回	県が認めた費用の全額

●申請の条件等

	初回の精密検査
対象となる検査	肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査
対象者	以下の全ての要件に該当する者 (1) 医療保険各法(後期高齢者含む)の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 (2) 1年以内に県または市町村が実施した肝炎ウイルス検査(検診)において陽性と判定された者(結果を通知する文書が必要) (3) 定期的に状況確認の連絡を行うこと(フォローアップ)に同意した者
助成対象費用	初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限る。
助成回数	1回

お問い合わせ先



高知県 健康政策部健康対策課 TEL 088-823-9677
<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/130401/>



の健康長寿県構想

申請の流れ

①申請書類の準備

県ホームページ、福祉保健所、市町村、専門医療機関などで、検査費用請求書、フォローアップ同意書等を受け取り、必要事項に記入してください。

②受診

まずは医療機関を受診してください。(領収書及び診療明細書を必ず保管してください)
※「かかりつけ医」が専門医療機関でない場合は、「かかりつけ医」から紹介してもらい、高知県内の「肝疾患専門医療機関」を受診してください。

③申請

申請書類一式を高知県健康対策課にお持ちください(郵送可)。内容を審査のうえ、自己負担分を助成いたします。(金融機関への振込みのみとなります)

※ 検査は、全ての検査を同じ日に受けることを原則としますが、やむを得ない理由があれば、検査が複数回にまたがっても助成対象としますので、まとめて申請してください。

対象となる検査項目の詳細及び請求に必要な書類

対象となる検査項目の詳細

初回の精密検査

初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として県が認めた費用。ただし、医師が真に必要と判断したものに限り。

- (1) 血液形態・機能検査 (末梢血液一般検査、末梢血液像)
- (2) 出血・凝固検査 (プロトロン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間)
- (3) 血液化学検査 (総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD、ZTT)
- (4) 腫瘍マーカー (AFP、AFP-L3%、PIVKA-II 半定量、PIVKA-II 定量)
- (5) 肝炎ウイルス関連検査 (HBe 抗原、HBe 抗体、HCV 血清群別判定、HBV ジェノタイプ判定等)
- (6) 微生物核酸同定・定量検査 (HBV 核酸定量、HCV 核酸定量)
- (7) 超音波検査 (断層撮影法(胸腹部))

検査費用の請求に必要な書類

初回の精密検査

申請者は、以下の(1)の書類に(2)から(4)に掲げる関係書類を添付して知事に請求する。

- (1) 肝炎検査費用請求書(別添様式7)
- (2) 専門医療機関の領収書及び診療明細書
- (3) 肝炎ウイルス検査の結果通知書
- (4) フォローアップの参加同意書(別紙様式5)

留意事項

【受診する前には必ずチェック】

- 専門医療機関 助成は、**高知県内の専門医療機関で検査したものが対象**となります。専門医療機関については、県健康対策課ホームページで確認するか県健康対策課まで電話でお問い合わせください。
- 助成対象期間 申請日前 1 年以内に県または市町村が実施した肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者が対象となります。

【医療機関の受診】

- 受診の連絡 受診する医療機関に、必ず事前に県の精密検査費用助成を申請する旨をお伝えください。
- 支払 医療機関では請求された額を支払い、**医療機関の領収書(レシート不可)**と**診療明細書**を必ず受け取ってください。
※ 医療機関によっては、診断書及び診療明細書発行に係る費用を請求されることがありますが、その費用は助成対象ではありませんので自己負担となります。

【助成の申請】

- 送付先 申請書類を下記に**郵送もしくは持参**してください。なお、最寄りの県福祉保健所でも受け付けています。

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内 1-2-20 健康政策部健康対策課 肝炎対策担当 あて